

## あざみ野キティーズ規約

### 第1条（名称）

本クラブの名称はあざみ野キティーズとする。

### 第2条（目的）

本クラブは、サッカーを通じて能力に応じた技術・体力及び健全な精神の育成と人格の形成を図り、地域のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

### 第3条（構成）

本クラブは、代表者（必須）・副代表者・監督（必須）・コーチ（必須）・スタッフ・顧問・会員及びその保護者から構成される。

### 第4条（運営）

本クラブの運営は、保護者を含む関係者全員の協力のもとに、これを行う。

### 第5条（入会条件）

本クラブに入会するものは、本クラブの目的に賛同するとともに、スポーツを行うに適した健康状態であり、保護者の許可を受けなければならない。

### 第6条（入退会）

入会は随時受け付ける。

入会を希望するものは、所定の手続きで申し込む。

退会する場合は速やかに監督又はコーチに届け出、所定の手続きを行う。

### 第7条（休会）

怪我又は病気、その他監督・コーチが認めた理由があるときは休会することができる。

休会期間中は会費の納入は免除される。

### 第8条（会費及び諸費用）

会員は会費及び諸費用を本クラブへ支払わなければならない。

会費は会員一人につき、一月あたり **2500円** とし、これを本クラブの運営に充てる。

**また、遠征等への車出しに協力できる会員については2000円とする。**

会費の支払方法等については、別途、保護者会においてこれを定める。

一旦納入した会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

その他必要な諸費用については、その種類・目的、金額、支払時期及び方法は、その都度、これを明示する。

#### 第9条（事故補償）

会員は練習場所、施設利用に関する諸規則、施設管理者並びに指導者の指示に従って行動するものとし、これに違反して、盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ並びに指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

会員は必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。事故補償はこの保険の範囲内で当事者に対して補償する。

#### 第10条（施設器具の破損）

会員は施設利用中に施設器具等を故意又は過失により破損させた場合には、損害賠償の責任を負うものとする。

#### 第11条（保護者会）

本規約に定めのない運営上必要な取決め（軽微なものを除く）及び関係者間の情報共有を行うため、代表者・監督・コーチ等及び会員の保護者から構成される保護者会を置く。

保護者会は、原則として、四半期に一回開催される。

#### 第12条（規約の改正）

本規約は、保護者会における協議を経て、改正することができる。

#### 第13条（施行）

本規約は、平成15年度4月1日より施行される。

#### 附則

##### 第1条（改正）

本規約は、平成26年4月1日より改正される。

#### 附則

##### 第8条（改正）

本規約は、2023年4月1日より改正される。